

飼料自給率向上特別プロジェクトについて

平成19年2月

農林水産省生産局畜産部

「飼料自給率向上特別プロジェクト」について

1. 食料・農業・農村基本計画における飼料自給率目標達成のため、国、都道府県、農業者・農業団体、食品産業事業者、飼料関係団体等が、有識者の助言を得つつ、適切な役割分担の下、一体となって、「飼料自給率向上に向けた行動計画(以下「行動計画」)を策定、実行、点検する「飼料自給率特別プロジェクト」を発足する。
2. (参)農林水産副大臣が主催し、上記関係者及び有識者を構成員とする「飼料自給率向上戦略会議」(以下「戦略会議」)において、「行動計画」の策定等を実施。
3. 農林水産省、農業団体、都道府県等は、戦略会議の決定を踏まえ、それぞれの責任と取組方針を確認。
4. 「行動計画」の機動的な実行を確保するため、戦略会議の下に、自給飼料増産、食品残さの飼料化それぞれの目的に応じて、関係者が一体となって専門的見地からの具体的取組を推進する「行動会議」を定期的開催。

飼料自給率向上戦略会議

役割を明確にするため、「主体」ごとに戦略会議を置く

(参)副大臣が主催し、飼料自給率向上のため、関係者が一体となって行動計画を策定、実行、点検

農業団体戦略会議

飼料自給率向上のため、農業団体がそれぞれ、あるいは連携して行う取組を決定、推進

農林水産省戦略会議 (議長:(参)副大臣)

(参)副大臣が主催し、飼料自給率向上のため、省内の関係局庁が連携して行う取組を決定

機動的に行動するため個別の「行動会議」をおく

都道府県戦略会議

飼料自給率向上のため、都道府県がそれぞれ、あるいは連携して行う取組を決定、推進

全国飼料増産行動会議

畜産部長が主催し、自給飼料増産のため、関係団体、都道府県と一体となった具体的な取組を推進

全国食品残さ飼料化行動会議

畜産部長が主催し、食品残さの飼料化推進のため、関係団体、都道府県と一体となった具体的な取組を推進

農林水産省飼料自給率向上戦略会議の設置について

平成17年5月12日

平成18年2月10日改正

平成18年5月10日改正

平成18年9月26日改正

1 趣旨

「食料・農業・農村基本計画」に掲げられた飼料自給率目標の実現を図るためには、国、地方公共団体、農業者・農業団体、食品産業事業者、飼料関係団体、消費者団体等の関係者が、適切な役割分担の下、一体となって取り組んでいくことが不可欠である。

また、飼料自給率向上のためには、農地の集積や森林資源の利活用方策、飼料作物新品種や関連機械の開発、食品残さの飼料化技術の開発・普及等の取組も重要であり、これらの課題解決に向けて総合的に対処していく必要がある。

このため、農林水産省に農林水産省飼料自給率向上戦略会議（以下「省内戦略会議」という。）を設置し、飼料自給率目標の達成に向け、全省を挙げ取組を推進することとする。

2 構成

（1）省内戦略会議は、以下をもって構成する。ただし、議長が必要と認めるときは、会議員を追加することができる。

議長：国井農林水産副大臣
副議長：永岡農林水産大臣政務官
議長補佐：生産局長
会議員：総括審議官
技術総括審議官
総合食料局長
消費・安全局長
経営局長
農村振興局長
農林水産技術会議事務局長
林野庁長官

- (2) 省内戦略会議の下に幹事会を置くものとし、幹事会は以下をもって構成する。ただし、幹事長が必要と認めるときは、幹事を追加することができる。

幹事長	： 生産局畜産部長
副幹事長	： 生産局畜産振興課長
幹 事	： 大臣官房 企画評価課長
	環境政策課長
	総合食料局 食料企画課長
	流通課長
	食品産業企画課長
	食品産業振興課長
	消費・安全局 畜水産安全管理課長
	消費者情報官
	生産局 農産振興課長
	畜産企画課長
	経営局 構造改善課長
	普及・女性課参事官
	農村振興局 農村政策課長
	設計課長
	農林水産技術会議事務局 研究開発課長
	林野庁 木材産業課長
	計画課長

3 活動内容

- (1) 飼料自給率向上に向けた農林水産省行動計画（以下「省内行動計画」という。）の策定
- (2) 省内行動計画に基づく取組の促進
- (3) 省内行動計画に基づく取組状況についての点検・検証
- (4) その他飼料自給率向上を図るために必要な活動

4 事務局

会議の事務局（庶務）は、生産局畜産部畜産振興課において行う。

5 その他

その他会議の運営等に関し必要な事項は、議長が定める。